

令和 2 年度

第 6 回 第二農地部会定例会議事録

令和 2 年 9 月 29 日（火）

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和2年度 第6回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和2年9月29日(火) 午前9時  
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(10名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
9番 大滝 正秋		17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	2番 五十嵐 隆一

(2) 農地利用最適化推進委員(7名)

(安塚区) -  
(浦川原区) 田鹿 敏行  
(大島区) 高橋 三登一  
(牧区) 中川 正道  
(柿崎区) 宮川 武彦  
(大潟区) 細谷 正夫  
(頸城区) 上井 康二、大島 伸一  
(吉川区) -  
(三和区) -

2 欠席委員

- (1) 農業委員…10番 滝沢 記一、21番 望月 博の2名  
(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区)高波 澄男、青田 俊一、(浦川原区)井部 慎一、(大島区)田邊 清一、(牧区)米川 尚登、金井 薫、(柿崎区)小池 孝志、長井 恒夫、(吉川区)常山 哲夫、(三和区)福原 弥、高橋 浩一の11名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 事	中村 駿	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 佐野 謙一
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	小林 貴広	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	
農業委員会事務局	局 長	坂井 晃	次 長 松縄 浩一
	農政係長	羽深 元子	

(2) 農業委員

会長 古川 政繁

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑥大潟区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

5 会議

柿崎区 駐在室長	<b>【1. 開会】</b> (午前9時00分) それでは、これより令和2年度第6回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	<b>【2. 部会長あいさつ】</b> 会に先立ちまして、初めに上野部会長からごあいさつをお願いいたします。  (上野部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	<b>【3. 資格審査報告】</b> 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	第二農地部会委員数12名の内、本日出席委員10名、欠席委員2名です。上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立している事を報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数18名の内、出席推進委員7名、欠席推進委員11名です。
議 長	<b>【4. 議事録署名委員の指名】</b> 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 22番 山本誠信委員、24番 笠原浩一委員を指名いたします。
議 長	<b>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</b> では、議事の前に上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 1番 小山一成委員の発声をお願いします。  (全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	<b>【6. 議事】</b> これより、議案等の審議に入ります。
議 長	《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。  《議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について》

議 長	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが 3 年を超え 6 年以内が 2 件、10 年超えが 6 件、計 8 件、借り手人数 2 名、貸し手人数 8 名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田 49 筆、24,648.58 m<sup>2</sup>、畑 6 筆、327 m<sup>2</sup>で新規設定が 8 件です。利用権の再設定、2 利用権移転、3 所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2 頁の 2208 番から 3 頁 2215 番までの 8 件を掲載いたしました。それでは、新規の利用権設定 8 件についてご説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。2208 番、2209 番は譲渡人が自作していましたが、労力不足により地域の担い手に依頼するものです。</p> <p>次に 3 頁をご覧ください。2210 番から 2215 番までは、借受人が公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理機構です。貸人の状況としては、2210 番、2211 番、2212 番、2215 番は、高齢化で労力不足のためです。次に 2213 番、2214 番は、借り手の要望により合意解約し、中間管理機構と契約するものです。合意解約の関連案件について報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」で上程いたします。</p> <p>なお、これら 8 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</b></p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p>

	<p>4 頁をご覧ください。2129 番から 2131 番の 3 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条による貸借借ですが、2129 番は、借受人の労力不足により解約するものです。返還後は、休耕になりますが、所有者には農地の管理を指導していきます。</p> <p>次に 2130 番、2131 番は借受人の要望により解約し、議案第 1 号の集積計画により中間管理機構へ貸付けるものです。備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたので、ご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>＜浦川原区駐在室の議案＞</b></p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</b></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が 1 件、6 年超 10 年以内が 1 件で合計 2 件、借り手 2 名、貸し手 2 名、利用権を設定する土地は、田が 2 筆、2,469 m<sup>2</sup>、畑はなしの新規のみ 2 件です。2 利用権移転、3 所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2 頁 2541 番、3 頁 2542 番の 2 件を掲載しましたのでご覧ください。</p> <p>それでは、新規案件についてご説明いたします。</p> <p>2 頁の番号 2541 番と 3 頁の番号 2542 番は、貸し手が自作していましたが、高齢により規模縮小したいことから、近隣の担い手に依頼するものです。</p> <p>これら 2 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第1号 農用地利用集積計画変更について&gt;</u></p> <p>報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>報告第1号「農用地利用集積計画変更について」ご説明いたします。</p> <p>4頁をご覧ください。番号2505番、2506番の2件です。いずれも小作料の見直しによる額の減額変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件について承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;大島区駐在室の議案&gt;</u></p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号2907番、2908番の2件です。</p> <p>番号2907番について説明します。譲受人は、申請地を譲渡人から賃借し耕作を行っていましたが、今後、永続的な耕作権の確保のため所有権の移転を希望しました。譲渡人は、県外に居住しており、自身での農地の維持管理が難しいことから、現在、賃貸借契約を行っている譲受人に所有権を譲渡したいと考えていました。これらのことから双方の利害が一致し、今回の申請となりました。</p> <p>番号2908番について説明します。譲受人は、申請地を譲渡人から賃借し耕作を行っていましたが、今後、永続的な耕作権の確保のため所有権の移転を希望しました。</p>

	<p>譲渡人は市内に居住していますが、高齢のため農地の維持管理が難しいことから、現在、賃貸借契約を行っている譲受人に所有権を譲渡したいと考えていました。これらのことから双方の利害が一致し、今回の申請となりました。</p> <p>2 件の譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</b></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大島区 駐在室</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。2918 番から 3 頁 2926 番までの 9 件です。なお、これら 9 件の農地は、現在耕作されていない状態であることをあらかじめお伝えさせていただきます。解約事由は、9 件とも借人の要望です。返還後の利用計画については、9 件とも他者へ貸付予定です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>五十嵐 委員</p>	<p>返還後の利用計画について、他者へ貸し付け予定とあるが、具体的な貸付先はまだ決まっていないのか。</p>
<p>大島区 駐在室</p>	<p>今現在、決まっておりません。</p>
<p>五十嵐 委員</p>	<p>ある程度決まっていないと遊休農地になってしまうので、なるべく早く貸付先を決めていただきたいと思います。</p>

議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜牧区駐在室の議案＞</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐 在 室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。まず 1 の利用権設定について、3 年以内 1 件、3 年超、6 年以内 4 件、6 年超、10 年以内 2 件、合計 7 件です。借り手 5 名、貸し手 7 名で利用権を設定する土地は田 35 筆、16,868.0 m<sup>2</sup>、畑 5 筆、2,052.0 m<sup>2</sup>で、再設定 5 件、新規 2 件です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2 頁番号 3458 番から 4 頁番号 3464 番までの 7 件を記載しましたのでご覧ください。</p> <p>それでは、利用権設定の新規案件 2 件の説明をいたします。4 頁の番号 3463 番は高齢で労力不足となったことから、地元の認定農業者に貸し付けるものです。</p> <p>次に番号 3464 番は認定農業者に農地を集約するため合意解約し、地元の認定農業者に貸し付けるものです。</p> <p>この新規と再設定案件で賃借料に高低があるのは、整備田、未整備田等耕作条件により相対で決定したためです。</p> <p>これら 7 件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u>  報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐 在 室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>5頁、番号3344番の1件です。</p> <p>地域の認定農業者に農地を集約するため、合意解約するもので、返還後は地元の認定農業者に貸付けるものです。</p> <p>備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	質問がないようですので、本件について、承認いたします。
議 長	<p><u>＜柿崎区駐在室の議案＞</u>  次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>  議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>1の利用権設定の内容は、3年を超え6年以内が1件、10年超えが6件、計7件、借り手人数2名、貸し手人数7名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田10筆19,966㎡、再設定が1件、新規設定は6件です。</p> <p>次に、2の利用権移転、3の所有権移転はございません。</p> <p>詳細については、2頁の3941番から3頁3947番までの7件を掲載いたしましたので、ご覧ください。</p>

	<p>それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。</p> <p>3 頁、番号 3942 番から 3946 番までの 5 件は、今まで相対で利用権設定による小作契約を行っていました。後ほど報告案件でご説明いたしますが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約を行い、新潟県農林公社の農地中間管理機構による転貸を行う案件です。</p> <p>次に 3947 番は、今まで、自作していましたが、高齢化による労力不足のため、新潟県農林公社の農地中間管理機構による転貸を行う案件です。</p> <p>なお、以上 6 件の農地中間管理機構から耕作者への案件は、来月以降に上程予定です。</p> <p>なお、これら 7 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>4 頁番号 3716 番から 3721 番までの 6 件です。すべて農業経営基盤強化促進法による貸貸借によるものです。</p> <p>まず、3716 番から 3718 番までの 3 件は、耕作者の労力不足による解約で返還後は中間管理機構へ貸し付けするものです。</p> <p>次に 3719 番から 3721 番までの 3 件は、借り人の要望による解約で返還後は中間管理機構へ貸し付けするものです。</p> <p>なお、備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま</p>

	<p>す。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
議 長	<p>≪大潟区駐在室の議案≫</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>まず、説明に入る前に一部訂正をお願いいたします。</p> <p>5頁表題の報告第1号を報告第2号に訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。1の利用権設定は期間6年を超え10年以内が2件、借り手2名、貸し手2名、利用権を設定する土地は田5筆、5,095㎡で再設定1件、新規1件です。</p> <p>2の利用権移転はありません。</p> <p>3の所有権移転は2件です。買い手2名、売り手2名で田が1筆3,181㎡、畑が1筆112㎡です。詳細については、2頁4736番から3頁4739番までの4件を掲載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>それでは利用権設定の新規の案件について説明いたします。</p> <p>2頁をご覧ください。番号4736番は、現在、相対で賃貸借契約を締結しておりますが、譲渡人に他の貸付地と契約期間や小作料の支払い時期等の諸条件を揃えたいとの思いがあり、一旦解約して農地中間管理機構へ貸し付けるものです。解約については、後ほど報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」でご説明いたします。</p> <p>次に所有権移転についてご説明いたします。</p> <p>議案書は3頁をご覧ください。番号4738番はこれまで保全管理していた「畑」1筆について、地主の居住地が遠方で耕作不便との理由から、頸城区耕地で借り手との間で利用権設定している「田」4筆と併せて借り手へ売却し所有権移転するものです。対価については頸城区耕地の「田」4筆と併せ、双方協議により設定したものであります。</p> <p>次に番号4739番は地目が「田」、面積3,181㎡です。譲渡人が遠方に居住し、かつ高齢であるため譲受人と話し合いがまとまり申請があったものです。</p>

議 長	<p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご説明いたします。</p> <p>4 頁をご覧ください。番号 4611 番の 1 件です。</p> <p>現在、農業経営基盤強化促進法により相対で賃貸借契約を締結しておりますが、譲渡人に他の貸付地と契約期間や小作料の支払い時期等の諸条件を揃えたいとの思いがあり、一旦解約して農地中間管理機構へ貸し付けるものです。備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたのでご覧ください。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について&gt;</u></p> <p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>

大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>5頁をご覧ください、番号4608番は大潟区九戸浜地内の白鳥団地の一角に位置し、地目は「畑」、面積264㎡を駐車場とするため売買するものです。</p> <p>次に番号4609番と4610番は大潟区下小船津浜地内に位置し、分筆により2筆に分けた土地であります。地目は「畑」、面積はそれぞれ356㎡を一般個人住宅とするため売買するものです。</p> <p>位置図は6頁から8頁をご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>＜頸城区駐在室の議案＞</b></p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</b></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>1の利用権設定の内訳は、3年以内が1件、10年を超えるものが3件 計4件、借り手人数は2名、貸し手人数は4名です。利用権を設定する土地は、地目が「田」で30筆、71,286㎡、新規設定4件であります。</p> <p>続いて2の利用権移転はございません。</p> <p>次に3の所有権移転です。件数は1件、買い手人数、売り手人数ともに1名、所有権を移転する土地は、地目が「田」で4筆、10,279㎡です。</p> <p>それでは利用権新規設定4件の明細についてご説明いたします。</p> <p>議案書は2頁をご覧ください。</p> <p>番号5470番です。これまで農地中間管理機構を通じ、地元の農業者へ貸し付けていた農地について、貸人の要望により合意解約し、新たに地元の認定農業者との間で10a当り13千円、期間3年の相対契約を締結するものです。解約については、後ほど報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」でご説明いたします。</p>

	<p>次に3頁をご覧ください。</p> <p>番号5471番から5473番までの3件です。いずれも地主耕作であった農地について、地主の高齢に伴う労力不足により、農地中間管理機構へ貸し付けるものであります。10a当りの賃借料・内容についてはご覧のとおりです。</p> <p>次に所有権移転の明細についてご説明いたします。</p> <p>議案書は4頁をご覧ください。</p> <p>番号5474番です。これまで譲渡人と譲受人との間で、期間10年の利用権を設定していた「田」4筆について、所有農地の資産整理の観点から、大潟区内における所有農地1筆とともに譲受人に売却し所有権移転するものです。対価額については大潟区耕地と併せ、双方協議により設定したものであります。</p> <p>これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は5頁をご覧ください。</p> <p>番号5330番から5333番までの4件です。</p> <p>まず番号5330番と5331番の2件です。契約内容は、農地中間管理機構を通じた転貸で、「合意解約の事由」は貸人あるいは所有者の要望、「返還後の利用計画」は地主耕作です。</p> <p>次に番号5332番と5333番の2件です。契約内容は、農地中間管理機構を通じた転貸で、「合意解約の事由」は貸人あるいは所有者の要望、「返還後の利用計画」は他者へ貸付です。なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>＜吉川区駐在室の議案＞</b></p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</b></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定は、3 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内のもの 1 件、合計 2 件、借り手 2 名、貸し手 2 名で、利用権を設定する土地は、田 7 筆、8,023 ㎡で、新規のみ 2 件になります。</p> <p>2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2 頁 6409 番、3 頁 6410 番の 2 件を掲載しましたのでご覧ください。</p> <p>それでは、この新規の 2 件についてご説明いたします。</p> <p>2 頁 6409 番は地域の農家から耕作してもらっていた農地ですが、耕作者の高齢化に伴う労力不足で経営を縮小することから、同集落の認定農業者に耕作を引き継ぐものです。但し、賃借料等諸条件の変更も伴うことから、後ほど報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」でご説明いたしますが、一旦合意解約した上で、新たに賃借権を設定するというものです。</p> <p>また、3 頁 6410 番も、後ほど報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」でご説明いたしますが、一旦、相對の賃貸借契約を解約して、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。</p> <p>以上、これら案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。議案書は4頁をご覧ください。</p> <p>6232番、6233番の2件で、契約内容はいずれも農業経営基盤強化促進法による賃貸借です。</p> <p>まず、6232番ですが、耕作者の高齢化に伴う労力不足で、解約後は他者へ貸付となります。</p> <p>次に6233番は、現在、相対で賃貸借契約を締結しておりますが、貸出人に他の貸付地と契約期間や小作料の支払い時期等の諸条件を揃えたいとの思いがあり、解約して改めて農地中間管理機構へ貸し付けるものであります。</p> <p>なお、備考欄に、関連案件の頁と番号を記載いたしましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;三和区駐在室の議案&gt;</u></p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、3頁、番号8712番、8713番は、五十嵐委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により五十嵐委員の一時退席を願います。</p>

	<p>(五十嵐委員退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号 8712 番、8713 番の五十嵐委員関連について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p>
	<p>1 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」五十嵐委員の関連する案件について説明いたします。</p> <p>議案書は 3 頁をご覧ください。3 頁の番号 8712 番、8713 番の 2 件を説明いたします。利用権設定の内訳は、6 年を超え 10 年以内が 2 件です。借り手 1 名、貸し手 2 名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田が 2 筆 1,481 m<sup>2</sup>、新規設定が 2 件です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、3 頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規設定 2 件について説明いたします。先月 13 日、合同会社米ヴィレッジさんわが設立されました。今般、農地集約のため賃借権の設定を行うものです。農地所有適格法人ではなく一般法人のため解除条件付きによる賃貸借の設定となっております。</p> <p>なお、関連案件について報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」で上程いたします。</p> <p>これら利用権設定 2 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、番号 8712 番、8713 番は原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、番号 8712 番、8713 番は、原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p>(五十嵐委員復席)</p>

議 長	<p>続きまして、五十嵐委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」五十嵐委員関連以外の案件について、議案書1頁をもとに説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。1の利用権設定の内容は、期間は6年を超え10年以内が五十嵐委員の関連案件を除いて10件、10年を超えるものが16件、計26件、借り手人数3名、貸し手人数25名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、地目が田76筆127,379㎡、新規設定が26件です。2の利用権移転、3の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2頁から6頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規設定26件について説明いたします。いずれも農地集約を図るため貸し付けるものです。2頁8702番から3頁8711番までの10件は地域の認定農業者へ貸し付けるものです。</p> <p>また、4頁8714番から6頁8729番までの16件は農地中間管理機構へ貸し付けるものです。</p> <p>なお、関連案件について報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」で上程いたします。</p> <p>これら利用権設定26件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>7頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告いたします。議案書は7頁から9頁をご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は番号 8609 番から 8629 番までの 21 件は、農地集約を図るための解約であり、返還後の利用計画は 21 件とも他者へ貸付です。また、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【7. 閉会】</b>  本日の令和 2 年度第 6 回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午前 9 時 51 分終了)</p>